

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔(介護予防) 小規模多機能型居宅介護〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
管理者	管理者が、当該事業所の介護職員及び介護支援専門員を兼務していた。	事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いてください。(管理上支障がない場合に限り、介護職員又は介護支援専門員のどちらか一方との兼務は可能です。)

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程で定めている内容と重要事項説明書に書かれている内容が一致していなかった。	それぞれの記載内容が一致するように整合性を図ってください。
運営規程	運営規程に規定すべき項目が不足していた。	<p>条例（指定基準）で、サービス種類別に運営規程に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。また、解釈通知の留意点も参考にしてください。</p> <p>*通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費の額について規定する場合は、「1キロ〇〇円」など、実費相当額を徴収できるよう規定してください。</p>
重要事項説明書	①重要事項説明書に規定する項目が不足していた。 ②運営規程に規定していない費用を重要事項説明書に記載していた。	<p>①基準解釈通知で例示されている項目（運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無・実施した直近の年月日・実施した評価機関の名称・評価結果の開示状況等）については必ず記載してください。</p> <p>②利用者から徴収する費用については、運営規程で個別かつ具体的に規定した上で徴収してください。</p>
居宅サービス計画	①計画を作成する際に、	①解決すべき課題の把握（アセスメン

	<p>解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っていた。</p> <p>②サービス担当者会議を適切に開催していなかった。</p> <p>③実施状況の把握（モニタリング）を1月に1回実施したことが確認できなかった。</p> <p>④医療系サービスを位置付ける際に、主治医等の指示があることを確認できなかった。</p> <p>⑤利用者の同意を得ていなかった。</p>	<p>ト）に当たっては、利用者及びその家族に面接して行ってください。</p> <p>②介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めてください。また、利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。</p> <p>③介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、実施状況の把握（モニタリング）を行い、記録してください。なお、必要に応じて居宅サービス計画の変更等を行ってください。また、モニタリングに当たっては、少なくとも1月に1回、利用者との面接により行ってください。</p> <p>④居宅サービス計画に医療系サービスを位置付ける場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行ってください。</p> <p>⑤居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。</p>
小規模多機能型居宅介護計画	<p>①要支援の利用者の計画の作成がなかった。</p> <p>②実施状況の把握を行ったことが確認できなかった。</p>	<p>①要支援者についても、小規模多機能型居宅介護計画を作成してください。</p> <p>②介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更等を行ってください。</p>

	③利用者の同意を得ていなかった。	③小規模多機能型居宅介護計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得てください。
運営推進会議	会議内容について、公表していなかった。	運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を、事業所のホームページに掲載する、事業所の入口に貼って掲載する等の方法で公表してください。
自己評価及び外部評価	①自己評価について実施していなかった。 ②外部評価について、実施していなかった。	①1年に1回以上、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行ってください。 ②自己評価の結果に基づき、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行ってください。 ※①および②の結果を公表してください。
非常災害対策	消火及び避難訓練を実施していなかった。	消火及び避難訓練について、年2回（そのうち1回は夜間を想定）以上実施してください。
協力医療機関	協力医療機関を定めていなかった。	主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてください。

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
看取り連携体制加算	利用者又は家族から同意を得ていなかった。	看取り期における対応方針について、利用開始の際に、登録者又はその家族に対して説明し、同意を得てください。
総合マネジメント体制強化加算	小規模多機能型居宅介護計画の見直しを、多職種の関係者が共同で行っていなかった。	小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、隨時適切に見直しを行ってください。
サービス提供体制強化加算	研修を実施していなかった。	全ての小規模多機能型居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施してください。
介護職員処遇改善	職員へ処遇改善計画等	全ての福祉・介護職員に処遇改善計画

加算	の内容が周知されていなかつた。	等の内容を周知してください。
サービス提供が過小である場合の減算	通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たないが、減算していなかつた。	登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定してください。